

埼玉県ふるさと創造資金大綱

(趣旨)

第1条 県は、市町村の主体的な取組を支援するため、埼玉県ふるさと創造資金（以下「創造資金」という。）を交付する。

(創造資金)

第2条 創造資金は、地域資源や市町村の強みを活かした市町村主体の地域づくりの取組を支援する市町村提案・実施型事業、県政の重要課題の解決に向けた取組を支援する県政策連動型事業及び災害等の不測の事態への対応を支援する災害等対策事業をもって構成する。

(市町村提案・実施型事業)

第3条 市町村提案・実施型事業は、次の各号に定めるところによる。

一 魅力ある地域づくり事業

市町村が実施する魅力ある地域づくりに資する事業の取扱いについては、埼玉県ふるさと創造資金補助金交付要綱による。

二 市町村と地域団体との協働事業

市町村が地域で活動する公共的団体等と協働して実施する地域の共通課題解決に資する事業の取扱いについては、埼玉県ふるさと創造資金補助金交付要綱による。

三 広域連携によるスマート自治体転換等支援事業

市町村の効率的、効果的な行政運営に資する事業の取扱いについては、埼玉県ふるさと創造資金補助金交付要綱による。

四 権限移譲特別推進事業

県から市町村への権限移譲に係る事業の取扱いについては、権限移譲特別推進交付金交付要綱による。

(県政策連動型事業)

第4条 県政策連動型事業は、次の各号に定めるところによる。

一 住むなら埼玉移住促進事業

移住の試行段階に必要なお試し住宅や移住サポート拠点の整備等に係る事業及び地域振興の担い手確保のための取組の取扱いについては、埼玉県ふるさと創造資金補助金交付要綱による。

二 県重点政策連動事業

市町村の地域づくりに資することに加え、県の主要な計画の推進に資する事業の取扱いについては、埼玉県ふるさと創造資金補助金交付要綱による。

三 公共交通バリアフリー化支援事業

公共交通のバリアフリー化を図るため、エレベーターや障害者対応型トイレなどの駅施設の整備に係る事業の取扱いについては、みんなに親しまれる駅づくり事業補助金交付要綱による。また、ノンステップバスの導入の促進に係る事業の取扱いについては、ノンステップバス導入促進事業補助金交付要綱による。

四 地籍調査準備支援事業

地籍調査の促進を図るため、地籍調査の準備に係る事業の取扱いについては、地籍調査準備支援事業補助金交付要綱による。

(災害等対策事業)

第5条 災害等対策事業は、次に定めるところによる。

一 広域避難連携推進事業

災害等の市町村を超えた広域避難の推進を図るために、複数の市町村が協議会等を運営して実施する広域避難計画の策定等に係る事業の取扱いについては、広域避難連携推進事業補助金交付要綱による。

二 市町村緊急支援事業

災害等の不測の事態への対応に係る事業の取扱いについては、埼玉県ふるさと創造資金交付要綱による。

附 則

- 1 この大綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 くにつくり助成金大綱（平成15年4月24日決裁）は廃止する。

附 則

この大綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この大綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この大綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。